

一般財団法人ノジマ出る杭財団

役員評議員及び事務局長の報酬並びに費用に関する規程

第 1 条 (目的)

この規程は、一般財団法人ノジマ出る杭財団（以下「この法人」という。）定款の規定に基づき、役員 及び評議員の報酬、並びに事務局長の報酬に関し必要な事項を定める。

第 2 条 (報酬等の支給)

非常勤役員（理事及び監事）並びに評議員には、理事会、評議員会又は監事監査等に出席した 場合、日額（税抜）として以下の通り支給する。

(1) 会場参加者 :50,000 円

(2) オンライン参加者:30,000 円 第 3 条 (事務局長の報酬)

第 3 条 (事務局長の報酬)

1 事務局長の報酬は、業務委託契約に基づき、委託業務の対価として、募集・選考・評価のサイクル に応じた月額報酬とする。

2 報酬月額（税抜）は以下の通り定める。

(1) 繁忙月（2 月、3 月、4 月、5 月、9 月、10 月）：月額 300,000 円

(2) 閑散月（上記以外の月）：月額 150,000 円

3 前項の支給は、本法人の設立準備期間を含む 2026 年 2 月分より発生するものとする。

第 4 条 (費用の負担)

役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、実費を支給する。

附 則

この規程は、令和 8 年 2 月 6 日（理事会決議の日）から施行する。